

令和7年第1回国頭村議会臨時会会議録目次

議会会議結果概要	1
会期日程及び処理結果	2
議会議員出席状況	2
○第1号（1月17日）	3
開 会	5
日程第1. 会議録署名議員の指名	5
2. 会期の決定	5
3. 議案第 1号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第9号）	説明 5
	質疑 9
	討論 14
	採決 14
4. 議案第 2号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第4号）	説明 15
	質疑 16
	討論 16
	採決 16
5. 議案第 3号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例 について	説明 16
	質疑 19
	討論 20
	採決 20
6. 議案第 4号 燻製機の取得について	説明 21
	質疑 22
	討論 23
	採決 23
7. 議案第 5号 指定管理者の指定について（国頭村立東部へき地診療 所）	説明 23
	質疑 24
	討論 24
	採決 24
閉 会	25
1. 議案等処理一覧表	27

議会会議結果概要

令和7年第1回臨時会

1、招集年月日 令和 7年 1月17日

2、会 期
令和 7年 1月17日
令和 7年 1月17日 } 1日間

3、会議録署名議員 8番 宮 城 誠 9番 金 城 利 光

4、議会答弁のための出席者

村 長 知 花 靖	福 祉 課 長 金 城 由美子
副 村 長 宮 城 明 正	環境保全課長 平 良 政 幸
教 育 長 宮 城 尚 志	農林水産課長 田 場 盛 久
会 計 管 理 者 知 花 博 正	建 設 課 長 新 垣 隆 雄
総 務 課 長 宮 里 幸 助	商工観光課長 前 田 浩 也
企画政策課長 與 儀 光 浩	教 育 課 長 宮 里 光
住 民 課 長 山 城 修	

5、職務のための出席者

事 務 局 長 奥 原 崇 主 任 宮 城 美 希

会期日程及び処理結果

自：令和 7年 1月17日

1日間

至：令和 7年 1月17日

月 日	曜	日 程	議案番号	事 件	結 果
1月17日 (第1号)	金	1		会議録署名議員の指名	
		2		会期の決定	
		3	議案第 1号	令和6年度国頭村一般会計補正予算（第9号）	原案可決
		4	議案第 2号	令和6年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
		5	議案第 3号	国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決
		6	議案第 4号	燻製機の取得について	原案可決
		7	議案第 5号	指定管理者の指定について（国頭村立東部へき地診療所）	原案可決

議会議員出席状況

議 席 番 号 月 日	1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	6 番	7 番	8 番	9 番	10 番	計
1月17日	○	○	○	○	○	○		○	○	○	9人

令和7年第1回国頭村議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 月 1 7 日			
招 集 の 場 所	国 頭 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 及 び 宣 告	開 会	1月17日 午前10時00分	議 長	山 城 弘 一
	閉 会	1月17日 午後 0時00分	議 長	山 城 弘 一
出 席（応招） 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	島 袋 晴 美	6 番	与 儀 一 人
	2 番	大 田 孝 佳	8 番	宮 城 誠
	3 番	山 川 安 雄	9 番	金 城 利 光
	4 番	山 城 正 和	10 番	山 城 弘 一
	5 番	渡 口 直 樹		
欠 席（不応招） 議 員				
会議録署名議員	8 番	宮 城 誠	9 番	金 城 利 光
職務のため議場 に出席した者	事 務 局 長	奥 原 崇	主 任	宮 城 美 希
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条により 説明のために議 場に出席した者 の職、氏名	村 長	知 花 靖	環境保全課長	平 良 政 幸
	副 村 長	宮 城 明 正	農林水産課長	田 場 盛 久
	教 育 長	宮 城 尚 志	建 設 課 長	新 垣 隆 雄
	会 計 管 理 者	知 花 博 正	商工観光課長	前 田 浩 也
	総 務 課 長	宮 里 幸 助	教 育 課 長	宮 里 光
	企画政策課長	與 儀 光 浩		
	住 民 課 長	山 城 修		
	福 祉 課 長	金 城 由美子		

議 事 日 程	日 程 第 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議案第 1 号 令和 6 年度国頭村一般会計補正予算（第 9 号） 4 議案第 2 号 令和 6 年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号） 5 議案第 3 号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例について 6 議案第 4 号 燐製機の取得について 7 議案第 5 号 指定管理者の指定について（国頭村立東部へき地診療所）					
会 議 に 付 した 事 件	1. 議案第 1 号	説明	質疑	討論	採決	
	2. 議案第 2 号	〃	〃	〃	〃	
	3. 議案第 3 号	〃	〃	〃	〃	
	4. 議案第 4 号	〃	〃	〃	〃	
	5. 議案第 5 号	〃	〃	〃	〃	
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

○ 山城弘一 議長 皆さんおはようございます。ただいまから令和7年第1回国頭村議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 宮城 誠議員、9番 金城利光議員、お二人を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題にします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日、令和7年1月17日の1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は本日、令和7年1月17日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第1号

令和6年度国頭村一般会計補正予算

令和6年度国頭村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190,884千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,123,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表地方債の補正」による。

令和7年1月17日 提出

国頭村長 知 花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第1号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第9号）について補足説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,556,912	67,720	2,624,632
	1 地方交付税	2,556,912	67,720	2,624,632
14 使用料及び手数料		63,404	105	63,509
	1 使用料	59,155	105	59,260
15 国庫支出金		1,105,000	36,959	1,141,959
	2 国庫補助金	906,840	36,959	943,799
18 寄附金		252,302	30,200	282,502
	1 寄附金	252,302	30,200	282,502
19 繰入金		395,276	30,000	425,276
	1 繰入金	395,276	30,000	425,276
22 村債		546,009	25,900	571,909
	1 村債	546,009	25,900	571,909
歳入合計		6,932,364	190,884	7,123,248

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,120,322	70,339	1,190,661
	1 総務管理費	1,015,291	69,539	1,084,830
	3 戸籍住民基本台帳費	31,956	800	32,756
4 衛生費		539,132	1,800	540,932
	2 清掃費	163,742	1,800	165,542
6 農林水産業費		1,139,538	35,890	1,175,428
	1 農業費	356,422	35,890	392,312
8 土木費		245,844	30,000	275,844
	2 道路橋梁費	157,263	30,000	187,263
10 教育費		948,827	0	948,827
	1 教育総務費	249,356	0	249,356

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		17	52,855	52,872
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	8	936	944
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	7	51,919	51,926
歳 出 合 計		6,932,364	190,884	7,123,248

第2表 追加 地方債の補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設等災害復旧事業	千円 25,900	(借入先) 財務省財政融資資金、地方公共団体 金融機構資金、民間等資金又はその 他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (借入時期) 令和6年度、ただし、事業その他の 都合により、その一部又は全部を翌 年度に繰り延べることができる。	年10%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては当該見直し 後の利率)	償還についてはその融資条 件による。 ただし、村財政の都合によ り繰り上げ償還もしくは低 利に借り換えすることがで きる。
合 計	25,900			

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付していますので、お目通しよろしく願いいたします。
以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。（午前10時09分）

再開いたします。（午前10時21分）

これから質疑を行います。8番 宮城 誠議員。

○ 8番 宮城 誠議員 予算書の10ページをお願いします。農業振興費なのですが、その中に比地川氾濫農業被害支援補助金とあります。細かい説明をお願いできますか。例えば、どういう作物であったのか。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 説明いたします。

今回の災害で比地川の氾濫については、これまでの台風であったり、あるいは大雨の被害とやはり性質の違う被害が大きくあったということを考慮して、その氾濫に伴って被害を受けた農家さんの方々についての定額での支援金を予定しております。これについては、まずは農家さんの営農の規模に応じた支援が必要であろうということと、あと何々が壊れたからこれに対して、それを買替えるための資金というよりも、やはり今後再建を目指して立て直しを図っていく上で、その資金の足しにしていきたいということでの考え方です。収入をまず確認して、前年度の直近の収入の規模に応じた支援が必要であろうと、これが農家さんの営農の規模ですね、これについてはここに関係している農家さんが10名程度いるのですが、個人差があります。1年間の収入が20万円ちょっとしかない方もいれば、五、六百万円あるいは1千万円を超える方々もいらっしゃるし、これを割合率で計算すると少ない人だと二、三万円、多い人だと百万円余りというふうに、大変差が出て来てしまうものですから、そういったやはり格差というものもある程度、バランス的に考慮しなければいけないだろうということも勘案して、最低の金額が10万円から約1百万円までの間で10万円刻みで定額の金額を設定して、前年度の収入を勘案し、5段階ぐらいの段階に分けて、支給をしようということで今計画しているところであります。数字については、今大ざっぱに入れているところではありますが、今後、また役場内で吟味をして、確定をさせていきたいと考えているところであります。以上です。

○ 山城弘一 議長 8番 宮城 誠議員。

○ 8番 宮城 誠議員 農業の規模とそれから復旧を志す人のためということでありましたが、例えば、今回みたいに畜産関係での被害がありますよね。そういったものはこの分には含まれていないのか、ちょっとお伺いいたします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 今回、これは比地川氾濫周辺でのものということでやっておりますけれども、畜産被害については、事業化するとすると、どのようにして被害を受けたのか。ヤギであったり、豚であったり、どういうふうにして処理、処分をしたかというのが大変問われてきます。これがやはり適正に処理されていないケースが見受けられた場合は、補助金等に充てづらいというところがあります。本来ならば、しっかり報告をして適正処理、保健所の届出であるとか、そういったものが伴って、それがしっかりとされたところに対しての補助というのが求められてくるところなのですが、そこがしっかりできていないだろうということが想定されましたので、今回畜産関係の支援金については、定額での支援金というのは検討をし

ておりません。ただ、別メニューで今後のやはり営農の支援ということで、今回の予算は畜産業費の中で重点施策で飼料肥料の物価高騰分に対する支援枠を設けさせていただいております。ここで、畜産農家さんの支援が図られればと考えているところであります。以上です。

○ 山城弘一 議長 8番 宮城 誠議員。

○ 8番 宮城 誠議員 やはり別メニューでもあれば、農家は助かると思うのですけれども、はっきりいうと死んだヤギを埋めるということをやったそうですが、やはりそれはすぐに埋めないと大変なのですね、はっきりいうと。ガスが溜まって、倍以上に膨れ上がって、どのぐらいの穴を掘ったらいいいのか分からないぐらい大きくなります。そういうことからするとやはり畜産農家としては、早めに埋めて処理をしたいというのが人情でありますので、もしよければ別メニューで畜産農家を助けることができれば検討をしていただきたいと思います。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 今回の補正予算には、先ほどからあるように災害中心に予算化されていますけれども、床上・床下、中で被害を受けられた方々が、まだ住宅に戻られていない方々もいらっしゃると思いますけれども、実際に全区民が住宅に戻れる時期とか、その辺のめどというのは大まかに立てられているのかですね、その辺の計画性というのがどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

住宅再建に該当する先ほど総務課長からありました41件のうち、再建に係るものが現在、修繕済みが7か所、修繕中が17件、1月中で17件修繕完了予定となっております。残りにつきましては、3月末をめどに修繕完了を目指しております。以上です。

○ 山城弘一 議長 金城由美子 福祉課長。

○ 金城由美子 福祉課長 私ども福祉課で把握しております住宅の再建につながらない世帯もございます。家の建て直しを考えていない。もしくは、自分たちの所有ではなかったもので、別に移らないといけないという世帯も若干ではございますので、こちらにつきましては、村営住宅と別の住居や転居を今検討しているところでございます。そちらにつきましても、年度内をめどに考えております。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 安心して早めに戻れることを願っております。

それから、新聞等にもありましたけれども、再建に係る費用が約2億6千万円ぐらいかかるというふうに見積もりが出ているようでも、今後も義援金、支援金を含めていろいろな国、県への要請も引き続き行わないといけないかなというふうに感じているのですけれども、今後に向けてどのようなことをまたできるだけ係る費用を村の負担も減らしながら考えていかなければならないと思いますね、その辺の今後に向けた方向性、方針をお伺いしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 知花 靖 村長。

○ 知花 靖 村長 議員が指摘のとおり、多額の費用を要します。先日、マスコミの報道等でありました今現在も補正までも含めて、生活再建の支援とそれからハード面を含めて、約2億6千万円、今後さらに増えてくるものだろうと私は今予測をしております。その財源について、今回は交付税。あるいは、寄附金。それから一般のふるさと納税の充当や基金の取り崩しで対応しているところであります。今後も非常に厳しい財政状況の中で、今後ではどうするかというところです。特別交付税も災害等に増額分が配分されるよう

な仕組みがあるので、これは沖縄県の担当部長にも要請をしております。それから、12月に大臣要請に行った場合に、総務省の交付税担当ともその辺りの意見交換をしてもらいました。総務省としても前向きにやっていきたいと。沖縄からは副知事が総務大臣へその特別交付税についての要請もあったようですので、これはしっかりと県と連携しながらやっていきたいと思っています。

○ 山城弘一 議長 ほかにございませんか。2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 8番議員と質問が関連するんですけれども、比地川氾濫の部分の災害支援ということで、これは場所、範囲というのかな。例えば比地の川の側の農地だけなのか、奥間の土地改良区も入ってくるのか、その辺をちょっとお伺いします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

今回のものについては、比地川氾濫による影響ということで、県のほうで災害査定を受けてその復旧工事を進めていますけれども、その中で氾濫の影響があった地区はこの範囲であろうということの線引きがありまして、その範囲で考えております。橋向こう側の長根地区と集落内の蔵前ですかね、その地区の汚泥が壺堀をして、10センチメートル以上たまっているということは確認された地区ということで、限定させていただいているところであります。以上です。

○ 山城弘一 議長 2番 大田孝佳議員。

○ 2番 大田孝佳議員 私としては少し気になるのは、奥間土地改良区ですね、災害が出たときに調査を行った方は分かると思うのですが、物産センターのほうから大量の水が土地改良に入っているんですよ、下のほうに。とするとそこで植えている作物もやられているんですよ。これは原因は何かということと比地川の氾濫ですけれども、となるとそこまでは入っていないということで今認識しているということですよ。今後については、しっかりと土地改良区も調査を入れて、農業青年たちもかぼちゃを植えたりやっているのがほぼ全滅ですから。そういうのが入らないのかというのが私はちょっと気になります。

もう1点、先ほど8番議員の話の中でヤギの話が出ましたけれども、こういう畜産に関しての支援ということで、補助金で飼料関係ということの話がありましたけれども、これはヤギ飼料も入っていますか。それとも牛、豚だけの話ですか。お伺いします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 これは前にも対応したかと思っております。先ほどの災害復旧の話でも、上物の作物については、比地地区についても災害普及工事ではそれに対する支援というのは行ってはいないのです。ただ、入り込んだ土砂の撤去、それをどかさなければ次の営農ができないというものを改善しようということでの事業の投入であります。今奥間物産センター近くでも、多くの川からの水が入り込んで作物がだめになったということをお聞きしておりますけれども、そこにまた土砂とか、あるいは汚泥が堆積していて次の営農が困難というものであれば、当然この災害復旧事業でその除去ということも考えられたと思うのですが、今確認したところ、そこまではその地区についてはなくて、上物の作物についてはやはり駄目になってしまったということが確認できましたので、今回についてはそこまでは見れていないというのが状況であります。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかにございませんか。1番 島袋晴美議員。

○ 1番 島袋晴美議員 歳出の総務費の中の9ページです。役務費の中の災害復旧・再建事業ボランティア保険料について、こういった保険で誰に対して、どのように掛け金、補償など細かいこと、お分かりにな

れば教えていただきたいと思います。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

これから復旧ボランティアとして、農業関係ですね、農地の復旧ボランティアということで、こちらのほうからどういった場所にどれだけの人数が必要かということで募集をかける分に関してのそのボランティアの人たちにけが等があった場合に対応するための保険として、今計上させてもらっております。確か一人500円だったかなと思っております。その1回について50人分ということで、少し複数回数予定した計上額となっております。

○ 山城弘一 議長 ほかにございませんか。4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 歳入ですけれども、普通地方交付税、これはかなり当初予算から伸びているわけですが、今回6,772万円ということで交付見込額だということで、この補正額を見るともう既に26億2,463万2千円ということでかなり伸びていますが、これは最終的な確定通知というのはいつになるのか。2月でしたかな、まだ地方交付税の見込残額がどの程度あるのかですね。今回この使い道については、これは自主財源ということで、ほとんど全部災害普及に回しているわけですが、これがなければ大変なことになったと。要するに交付税のそれがなければということで、今回また起債も土木のほうで、災害ということで、起債も出ているわけですが、次年度もこの災害対応に工事費ということで次年度は出てくるだろうということで、その財源も大変だろうと。地方債の対応になるのかというふうにも思うわけですが、そういうことで、今回地方税が大幅に伸びた要因というのは何なのか、まずはその説明。それで先ほど言った3月補正予算に最終的にはどのぐらいの補正額が出てくるのかですね、その1点をまずは伺います。

○ 山城弘一 議長 宮里幸助 総務課長。

○ 宮里幸助 総務課長 お答えいたします。

この交付税の伸びた要因というところになりますけれども、こちらは一般的にと言いますか、今賃金とかどんどん上がってきているというところで、それぞれ物価高もあるんですけれども、そういったところに合わせて、賃金等が改定されていきます。そうすると、所得税等も含めて納める額というのが伸びてくるところがちょっと一つあるのかなとは思っております。細かい部分については、分析のほうは私もできていないのなんですけれども、そういったところが一番目につくところかなと思っております。次に、地方交付税について。普通交付税、特別交付税というところでの額についてなんですが、今実際に12月で決定している普通交付税の額については、25億2千6百万円となります。当初予算からこれまで普通交付税を充ててきております。それについては、予算ベースで言うと24億8千4百万円となっております、現時点で普通交付税の留保額としては、4千1百万円となります。特別交付税については、まだ見込みの段階ではあるんですが、2億円ちょっとを想定しておりまして、これまで予算の中では当初予算の1億4千万円というところがございますので、特別交付税については、約6千万円についてが留保額となっております。併せて地方交付税については、今現時点では1億円留保として把握をしているところでございます。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 たまたまこれだけの留保が当初予算からこれまでの補正予算第8号までの間に計上できなかったわけですが、今回これだけの財源がたまたま普通交付税のほうにあったということで、非常にある意味では、災害対応に有効に生かされたという結果的にそうなって、たまたまあるわけですが、非常にある意味では危機的な財政上は非常に本来だったらそれ以外に活用すべき、本来だったら計画的に財政運営

上は活用すべき財源なんです、たまたまこういう緊急事態が発生したということで、この財源がそういう災害復旧にふり分けされたということで、過去にそういう例はほとんどなかったのではないかなと思われるわけです。というふうなことでそういう意味では、今後について、たまたま基金もあったものだからかろうじてそういう対応もできたということであるわけですが、そういう意味では財政という面でやはりしっかりと万が一に備えた基金の積立があるとか、そういう意味ではすごく思慮すべき今回の事案ではないかなと思いますので、執行部にあたってはその辺は十分留意しながら財政の進め方をしっかりと見据えて行政を進めてもらいたいと思います。

あと1点ですね、建設課長のほうから資料が、説明があったわけですが、今回3千万円、7ページにもあるように、災害対応で計上されているわけですが、この資料の17までは執行済みで予算もその金額はトータルで1,818万9千円余りということで、残り18から33までまだ未払いということで、たまたま2千万円のうちまだ181万円しか残っていないという状況で、それで今回は3千万円加えて、支出に備えるということだと思いますが、18から33以外のこの緊急的な復旧ということで、3千万円の中にそれも想定しているんですか。それ以外の箇所についても説明を求めます。

○ 山城弘一 議長 新垣隆雄 建設課長。

○ 新垣隆雄 建設課長 お答えいたします。

今回の補正3千万円につきましては、今回の18から33までを予定しておりまして、去った8月に行政懇談会での補正をしておりますので、行政懇談会の要望はその予算で対応したいと考えております。以上です。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 今回、災害再建に向けても、追加で国庫の補助も受けているわけですが、次年度の工事は設計が出て、いよいよ施工というふうな形になると思いますけれども、農林水産課端もそうなんですけれども、結構そういう災害で業務がかなり増えてくると、継続事業もあるし、そしてまた新規事業も入ってくるでしょう、次年度。そういうふうなことで、災害が今回こういう形で業務としてまた大きくかぶさってくるということで、職員対応も大変な過重な部分も出てくるだろうというふうに思われるわけですね。そういう意味で、職員の行政機構、各課のそういう事業の配置とか、あるいは人事異動等も含めて、そういう次年度に向けての対応について、業務執行がスムーズにいくような形の体制の確立というのは、十分調整する必要があるのではないかなと思われるわけですが、その辺については内部で話し合いをしているのでしょうか。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 通常の業務に加えて、今回災害がかなりの対応に動きを受けている状況ではございます。今しっかりと建設課も含めて、ハード面についても対応させていただいていますけれども、先ほど建設課長のほうからもございました。まずはその住居、被災をされた方々、早めに地域に戻ることが最重要だということで、鋭意努めているところです。3月をめどにはありますが、地域に戻すような形が取れたらいいのかなというところの対応で、職員もいろいろ頑張っているところではございます。3月以降もおそらく中長期的な災害復旧・復興を含めてやらないといけないというところは当然行政としても対応しないといけないという認識をしております。ただ、限られた人員ですので、各課それぞれの業務対応をやらないといけません。人員の増員等を含めてはそれは条例上の定数もございますので、そこは相当検討しながら進めないといけないと思っています。災害以外にも懸案事項も多々ございます。地域振興も含めて、今後の施

策的なこともありますので、そこをしっかりと検討しながら進めなければいけないというふうには思っております。

○ 山城弘一 議長 4番 山城正和議員。

○ 4番 山城正和議員 職員定数というのは、もう限られた条例上の制約があるわけですが、例えば今回みたいな特に比地川氾濫におけるそういうふうな状況等を踏まえたときに、全国からのいろいろな支援も受けて、県内の方々も御承知だと思うのですが、この復旧はもちろん比地川の遊歩道を含めて、比地大滝までの歩道はどうするかとか、まだ見えない課題もいっぱいあるわけですね。今回の災害で。そういう意味では、私は土木的なものでも様相はかなり大きい箇所があるものですから、その辺は県のほうに人的な要請をするようなことも私は考えてもいいのではないかなと思ったりもするわけですよ。技術用の人材を補強するとか。でなければコンサルを派遣してもらおうとかというふうなまろもろの対応も必要ではないかなと思っ

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

○ 宮城明正 副村長 まず、御提案のありました沖縄県からのその派遣だとかというところも、災害においては、そのリエゾン（災害対策現地情報連絡員）という形で対応していただきました。そういう感触もありますけれども、実際、その県の命令という形で要望するかということも含めて、相当調整が必要だろうと思っています。既にその次年度以降の人事関連については、もう既に内部的なものも調整が終わっていると思いますから、県は県で災害対応ということで、今回マスコミ報道でもありましたけれども、許可していくということもございましたので、そこでどういうふうに対応できるのかということも相当議論しなければいけないのかなと思っていますので、事あるときに何か県あたりに要望なり、要請なりできる範囲の中では話はしてみたいなとは考えます。それと併せて、最近は総務省からのいろいろな交付税措置の人員派遣の制度もございますので、そこも検討に入れられたらいいのかなというふうに思っています。

○ 山城弘一 議長 ほかにございませんか。質疑を終結したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第9号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第1号 令和6年度国頭村一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。（午前10時57分）

再開いたします。（午前11時07分）

日程第4 議案第2号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第2号

令和6年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和6年度国頭村簡易水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度国頭村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 簡易水道事業費用	303,513千円	3,380千円	306,893千円
第1項 営業費用	293,463千円	3,380千円	296,843千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	34,789千円	380千円	35,169千円

令和7年1月17日

国頭村長 知花 靖

副村長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 宮城明正 副村長。

〔宮城明正 副村長登壇〕

○ 宮城明正 副村長 議案第2号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計補正予算（第4号）について補足いたします。3ページをお願いいたします。

補正予算実施計画書の収益収入及び支出。支出の予定額の説明になります。款、項、目、既決予定額、補正予定額、合計の欄で読み上げ、説明いたします。

1款簡易水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、既決予定額6,398万4千円、補正予定額3百万円、合計6,698万4千円、これは大川山浄水場及び半地地区の配管に係る修繕費となります。

3目総係費、既決予定額5,189万7千円、補正予定額38万円、合計5,227万7千円。これについては、退職手当組合への負担金となります。

次ページ以降、キャッシュ・フロー計算書、給料費明細書、予定貸借対照表を添付してございますので、お目通しよろしく願いいたします。以上、補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑を終結したいと思いますますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思いますますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第2号 令和6年度国頭村簡易水道事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

[知花 靖 村長登壇]

○ 知花 靖 村長

議案第3号

国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例について

国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和7年1月17日 提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

国頭村定住促進空家活用住宅3戸の追加に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

企画政策課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

〔與儀光浩 企画政策課長登壇〕

○ 與儀光浩 企画政策課長 それでは、議案第3号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例

国頭村定住促進空家活用住宅条例（平成30年国頭村条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

名称	位置	構造	棟数	戸数	賃借開始年度	家賃の額
奥定住促進空家活用住宅	国頭村字奥186番地	木造平屋建	1	1	平成30年度	30,000円
第1字嘉定住促進空家活用住宅	国頭村字字嘉6番地	木造平屋建	1	1	平成30年度	30,000円
第2字嘉定住促進空家活用住宅	国頭村字字嘉48番地	鉄筋コンクリート平屋建	1	1	平成30年度	24,000円
第3字嘉定住促進空家活用住宅	国頭村字字嘉25番地	木造平屋建	1	1	令和2年度	36,000円
宇良定住促進空家活用住宅	国頭村字宇良29番地	コンクリートブロック造平屋建	1	1	令和2年度	39,000円
第1与那定住促進空家活用住宅	国頭村字与那88番地	木造平屋建	1	1	令和2年度	24,000円
第2与那定住促進空家活用住宅	国頭村字与那47番地	木造平屋建	1	1	令和5年度	39,000円
辺野喜定住促進空家活用住宅	国頭村字辺野喜134番地	コンクリートブロック造平屋建	1	1	令和5年度	32,000円
宜名真定住促進空家活用住宅	国頭村字宜名真113番地	鉄筋コンクリートブロック平屋建	1	1	令和5年度	43,000円

」

を

「

名称	位置	構造	棟数	戸数	賃借開始年度	家賃の額
奥定住促進空家活用住宅	国頭村字奥186番地	木造平屋建	1	1	平成30年度	30,000円

第1宇嘉定住促進空家活用住宅	国頭村字宇嘉6番地	木造平屋建	1	1	平成30年度	30,000円
第2宇嘉定住促進空家活用住宅	国頭村字宇嘉48番地	鉄筋コンクリート平屋建	1	1	平成30年度	24,000円
第3宇嘉定住促進空家活用住宅	国頭村字宇嘉25番地	木造平屋建	1	1	令和2年度	36,000円
第1宇良定住促進空家活用住宅	国頭村字宇良29番地	コンクリートブロック造平屋建	1	1	令和2年度	39,000円
第1与那定住促進空家活用住宅	国頭村字与那88番地	木造平屋建	1	1	令和2年度	24,000円
第2与那定住促進空家活用住宅	国頭村字与那47番地	木造平屋建	1	1	令和5年度	39,000円
辺野喜定住促進空家活用住宅	国頭村字辺野喜134番地	コンクリートブロック造平屋建	1	1	令和5年度	32,000円
宜名真定住促進空家活用住宅	国頭村字宜名真113番地	鉄筋コンクリートブロック平屋建	1	1	令和5年度	43,000円
浜定住促進空家活用住宅	国頭村字浜203番地1	コンクリートブロック造平屋建	1	1	令和6年度	31,000円
第2宇良定住促進空家活用住宅	国頭村字宇良438番地1	鉄筋コンクリート平屋建	1	1	令和6年度	33,000円
安田定住促進空家活用住宅	国頭村字安田97番地	木造平屋建	1	1	令和6年度	41,000円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

先ほど、村長のほうからも御説明があったとおり、今年度内において3戸の新たな改修が終了いたします。2月中旬までには、全ての改修が終了するというので、3月から入居が可能になるということで、今回の議会での提案となっております。

新旧対照表をお開きください。まずは5段目、現改正前の条例のほうにおきまして、「宇良定住促進空家活用住宅」、そのほうを今回、宇良区のほうで2棟目の空家改修がなされるということで、元々ある既存の空家活用住宅を「第1宇良定住促進空家活用住宅」に改め、宜名真定住促進住宅の後ろに現在、整備中でありまして「浜定住促進空家活用住宅」、次ページ、「第2宇良定住促進空家活用住宅」、その次に「安田定住促進空家活用住宅」、この3戸を追加する条例となっております。家賃算定のほうにつきましては、皆様のほうにお配りしました家賃算定の表を、この表と今もうおおむね終了しております浜住宅、安田住宅のほうについては、写真のほうを添付しております。宇良住宅のほうについて、若干工事の遅れがありまして、現

在改修中ということで、写真のほうは載せておりませんけれども、この3戸が新たに追加されるということでございます。今回、補正予算のほうにおきましても、1月分の予算計上等を出させていただいているところでございます。以上でございます。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 空家活用住宅について、少し関連した質問になるかと思いますが、これまでの設置の中で、辺土名から南側に向けては今回、浜が1件で、地区によって何となく偏りが多く見られるのかなというふうに感じています。それについては、その集落における認知度が足りていないのか、あるいは需要の必要性がないのか。または区長さんあたりが中心になると思うのですが、情報を共有するためにその辺の区長さんの意向が主になっているのか、何かの要因があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 お答えいたします。

地域に確かに偏りとか、これまでの9戸を見れば、そう思えるところもあるんですけれども、我々、毎年4月の区長会のほうにおいて、この空家活用住宅、活用できるところはないですかということで、区長会を通しながら宣伝というか、呼びかけをやっているところでございます。また、区長さん以外の声かけでも今回徐々に空家活用住宅が増えてきました。これまでなかなか空家というのを提供してもらえないというのが多々ありました。それに沖縄独特のウガンスの問題や仏壇ですね、そういったもの、年にお盆と正月に集まるという場所を確保しているので、これは決して空家ではないというような認識がとて高かったんですけれども、ここ近年、こういったのを役場のほうで、9戸整備して、その中において、家主さんからどんどん周りに波及効果が見られ、徐々に個人でも役場への問合せ等も徐々に今出てきているところでございます。今年度の3件についても、区長さんを通して個人からという形で整備したところであるんですけれども、この事業については、徐々に軌道に乗ってきたということもありまして、次年度も当初予算でも計上させていただく予定なんですけれども、そういった形で徐々に空家の活用が浸透してきたということがございます。現在、26名の方が実際に村内異動もございましたけれども、ほとんどが県外からの方を中心に若干人口増にもつながる施策として、我々課のほうとしても、今推し進めているところでございます。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 住宅施策の中でも重要なポイントになっているのかなというふうに思うのですが、条例の中では設置定義の中で、その住居に入る方々の地域の活性化やそこに貢献できるもの。あるいは住民台帳に3年間従事できるものというような条件も含まれてくるわけですが、その辺でこれまでの経緯として、実際その方々が地域にどのような溶け込みをされているのか。いい面も悪い面もあろうかと思うのですが、その辺のこれまでの状況。それと最初に改修した平成30年の3戸については7年目に入るといいます。そうすると10年で家主に返すというような状況になりますので、その後の今入っている人たちが、ではその後、またどこに行くのというような課題も次の課題も出てくるといいます。その辺を含めて、今後の今までの状況とそれと需要がある中で今後に向けた課題をまたどういうふうに展開をしていく考えなのか伺いたいと思います。

○ 山城弘一 議長 與儀光浩 企画政策課長。

○ 與儀光浩 企画政策課長 これまで村内の方が異動するという所においては、何らこれまでの変わりな

い生活という形ですけれども、県外から来られた方々がどのような感じで地域になじむかと、その方々の当初募集の中において、こういった資格を持っている。こういったことができないかということも模索したいということ等をたくさん書かれてきますけれども、それが実際に実現したかといえば、全てがそうではございません。また、中には一旦入って、どうしてもその地域のほうと合わずに出て行かれた方々もいらっしゃいます。しかしながら、現在はこの9戸全てが今埋まっているという状況でありまして、今も空家バンクのほうで空家はないかというところでの登録者数も徐々に増えてきています。今回3か所整備しているんですけれども、もう既に問合せ等があるというのは今現状でございます。そういった方々がいかに地域になじんでいただいて、3年以上、そういった形でやってくれることを期待しながら、こういった事業のほうは進めていきたいというふうに考えております。それからまた、当初一番最初にしたのが、もう7年目、あと3年間ということなんですけれども、当初家主さんのほうと我々行政のほうでは、10年間行政のほうに貸してくれということでの契約を結んでおります。10年後については、家主さんがこの家をその借りている方に売買するのか、それとも賃貸を続けるのかというのはもう家主さん次第ということになっておりますので、その面はもう当初入る段階からこの改修をする段階から家主さんとは話はできているものと我々考えているところでございます。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 今おっしゃるように10年後は家主さんの権限になるわけですが、今さっき言ったように入っている方々がいるわけですね。そういう方々が次の住む場所をまた探していけないといけないという課題が出てくると思いますので、それがずっと同じように10年たってくる、物件が出てくるわけですから、それに向けての対策も必要ではないかというふうに思っているところですので、その辺はまた次の課題として、しっかりせつかく国頭に来ていただいているので、永続して住めるような形を希望したいというふうに提言して、質問を終わります。

○ 山城弘一 議長 ほかにございませんか。

質疑を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「討論終結」と呼ぶ者あり)

討論を終結したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。こ

の採決は起立によって行います。

議案第3号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第3号 国頭村定住促進空家活用住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 燻製機の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第4号

燻製機の取得について

次のとおり燻製機を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

記

- 1 取得の目的 燻製機備品購入業務
- 2 取得数量 燻製機1台
- 3 取得金額 7,568,792円
- 4 契約の相手方 西原町字小那覇1181番地
総合包装株式会社
代表取締役 川上 好永

令和7年1月17日 提出

国頭村長 知花 靖

国頭村議会議員 山城 弘一 殿

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による。

農林水産課長が補足説明します。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

〔田場盛久 農林水産課長登壇〕

○ 田場盛久 農林水産課長 では、議案第4号 燻製機の取得について補足説明いたします。

今回の備品取得は一括交付金を活用し、水産物加工強化事業として、現在古いタイプの燻製窯で商品製造を行っている漁協に電気式の燻製機を新たに導入し、商品製造上のコストカット、安定生産、生産量の増加、また新たな商品開発を目指し、整備するものであります。

次ページをお願いいたします。令和7年1月8日執行の入札結果報告書となっております。

次ページをお願いいたします。物品売買契約書となっております。

次ページをお願いいたします。商品のカタログとなっております。今回導入予定の商品は型式SUB-400Cとなっております。以上で補足説明を終わります。

○ 山城弘一 議長 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 このスモーク燻製機においてですね、チップとスモークとこれにおいてはどのように調達するのか、計画的に。その計画はどのようにあるのか。どういった木材を使うのか。それにおいて、どのような地域への貢献、活性化が見込めるのかお伺いします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

使用するチップについては、詳細がまだ届いては無いのですが、今回導入することによって、今現在は古いタイプ、薪、炭、木炭などを利用してやっているかと思うのですが、それを機械化、電気式にすることによって、人件費も約2割強削減できると伺っております。商品の歩留りにについても、向上が図られるということで伺っております。現在、100キログラム当たりの原料から100グラムパックが290パックから300パック程度であるところになっていきますけれども、導入後についてはそれが340パックぐらいまで伸ばせるだろうということで、この生産性の向上も図られると聞いております。また、現在これを1回当たりの話ですが、今現在年間で720キログラム製造していて、約430万円強の収入がありますけれども、導入後については1,020キログラムで、収入については612万円を見込んで聞いております。人件費についても先ほど説明したとおり、全体から2割程度の削減が図られると。この削減の割合というのは、これまで4回転していた人件費で、5回転できるということでの計算上の計画となっているところです。以上です。

○ 山城弘一 議長 6番 与儀一人議員。

○ 6番 与儀一人議員 今現在、松のまき等も使っていて、このスモークチップ等もリュウキュウマツが使えるということを聞いております。それにおいては、森林組合との話も出来上がっているよとのことも聞いております。その辺もしっかりとまた行政のほうも把握して、ぜひそういうところも話合いの中に入りつつ、やはりこれだけ効率も上がっていい製品も作れるわけですから、地元の木材も活用しながらやっていただければと思いますので、その辺はどのように考えているのか。今後はそういったもののつながり、要するにこの農林水産のつながり、今後もそういったものをつなげていく。

もう一つ、ちょっと余談ではありますが、趣旨とは違うんですが、前には交流会がありましたよね、そういうのが現在なくなっている。前はあったはずなんです。パークゴルフ大会等もしながら、そういったものも行いながら一次産業は一つだという形で、今後やはり基軸ですから一番大事な裾野ですので、その辺の強化と情報交換、その中でやはり活性化が見込めると思いますので、連携等も含めてこの辺はどう考えているのか、その辺を進めていただきたいと思いますところをひとつお伺いします。

○ 山城弘一 議長 田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり一次産業の各分野をまたいでの交流というのは、必要であると考えておりますが、今途絶えているのは、コロナの影響もあろうかと思いますが、それについてはまた今後、各分野の意見を聞きながら、前のおりにできるかどうかについても検討していきたいと思っています。

先ほど、おっしゃっていたとおり森林組合との連携とかというのもそれは当然大事であります。やはり村内で製造されるものですから、原料から燃料、そういったところについても、やはり村内で賄えるということが一番対外的にもいいイメージがつくのではないかと考えております。漁協さんについては、せっかく整備された機械ですので、これで畜産物だったりとか、あるいは農産物についてもこの機械を用いてどういっ

たものができるかということについても、その分野の方々と連携しながら取り組んでいきたいと伺っておりますので、そういったところまでも幅が広がっていくのものではないかと期待しているところです。以上です。

○ 山城弘一 議長 5番 渡口直樹議員。

○ 5番 渡口直樹議員 今回の燻製機について、2点お伺いしますけれども、まず1点目はその今回の機械の耐用年数等について、何年なのかお伺いします。それと契約及び財産の取得については今回、行政でということになっていきますけれども、実際先ほどからあるように漁協で使用していくということですので、その管理についての使用契約を含めてどのような形で漁協と取組、取り計らいをやっていくのか、その2点について伺います。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前11時37分）

再開いたします。（午前11時38分）

田場盛久 農林水産課長。

○ 田場盛久 農林水産課長 機械の耐用年数については、今手元に資料がございませんので、後ほど確認して提供したいと思います。また、その財産については行政のほうで取得をして、漁協さんに使用貸借の契約を結んで管理していただくということを想定しております。以上です。

○ 山城弘一 議長 ほかにございませんか。

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 燻製機の取得についてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号 燻製機の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数でございます。したがって、議案第4号 燻製機の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 指定管理者の指定について（国頭村立東部へき地診療所）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。知花 靖 村長。

〔知花 靖 村長登壇〕

○ 知花 靖 村長

議案第5号

指定管理者の指定について（国頭村立東部へき地診療所）

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

- 1 施設の名称 国頭村立東部へき地診療所
- 2 指定する団体 東京都八王子市大和田町一丁目7番23号
医療法人社団 K N I
理事長 北原 茂実
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日
令和7年1月17日 提出

国頭村長 知 花 靖

国頭村議会議長 山城 弘一 殿

提案理由

国頭村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第7条の規定により、本案を提出します。

○ 山城弘一 議長

休憩いたします。（午前11時42分）

再開いたします。（午前11時58分）

○ 山城弘一 議長 質疑はありませんか。

質疑を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「討論終結」と呼ぶ者あり）

討論を終結したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 指定管理者の指定について（国頭村立東部へき地診療所）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第5号 指定管理者の指定について（国頭村立東部へき地診療所）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

起立多数でございます。したがって、議案第5号 指定管理者の指定について（国頭村立東部へき地診療所）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、令和7年第1回国頭村議会臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

これをもって、令和7年第1回国頭村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさんでした。

閉会（午後 0時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 山 城 弘 一

会議録署名議員 宮 城 誠

会議録署名議員 金 城 利 光